

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
185	自立支援医療(精神通院)に関する事務 基礎項目評価書(平成30年3月31日終了)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下関市は、自立支援医療(精神通院)に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山口県下関市長

公表日

平成30年4月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療(精神通院)に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づき、精神疾患のために継続的に通院治療を受ける必要がある方を対象に、医療費助成受給者証の申請書、記載事項変更届の受理及び山口県への進達、山口県から発行された受給者証の交付及び再交付を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、次の事務において特定個人情報を取扱う。 ・自立支援医療費(精神通院)の支給申請書の受理、申請書・添付書類等の審査、山口県への進達、受給者証の交付 ・記載事項変更届の受理、届出書・添付書類等の審査、受給者証への記載、山口県への進達、受給者証の交付
③システムの名称	自立支援医療費支給認定システム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳通常ファイル(エクセル)、自立支援医療費支給認定ファイル(アクセス)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項(利用範囲)別表第一(第84項) 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二(第108項、第109項、第110項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条 【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二(第56の2項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	下関市 保健部 成人保健課
②所属長	重谷 哲也
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	下関市 総務部 総務課 〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号 電話 083-231-1132
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	下関市 保健部 成人保健課 〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号 電話 083-231-1446

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]